

## 相馬野馬追のぼり旗貸与規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、相馬野馬追のぼり旗の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

### (被貸与者と貸与品)

第2条 被貸与者は、相馬野馬追をPRする団体（企業を含む）とする。

2 被貸与者が新規に貸与を受けようとする時は、別紙 相馬野馬追のぼり旗貸与申請書を提出しなければならない。

3 貸与期間は最長1年間とする。ただし、引き続きPRに協力する場合、第1項に定める事業者に限り継続して貸与する。

4 貸与数は、使用場所あたり総数4枚を上限とする。多数必要な時は協議する。

5 被貸与者の故意または過失によらない、亡失、毀損があったときは、新たに貸与する。

### (管理の義務)

第3条 のぼり旗の貸与を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって大切に扱うこと。

(2) 原型を変更するような改造をしないこと。

(3) 貸与を受けた者は、第三者に貸与、販売または譲渡しないこと。

(4) 貸与されたのぼり旗を、目的以外のことに使用しないこと。

### (協議事項)

第4条 この規定に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、協議する。

### 附 則

#### (施行期日)

1. この規程は、令和7年2月13日から施行する。